

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 社会保障協定・特例法施行の円滑な実施のための周知広報	・チラシ、各種媒体等を活用した広報	☆														企画課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 ねんきん月間	・ねんきん月間での各種事業展開に合わせて、適切な媒体を活用した広報を実施する。	☆												○		年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知等を適切な媒体を活用して実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
監察	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施 ・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監察を実施 ・外部委託の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監察の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正処理状況について ・重点課題への取組状況について ・前年度指摘事項の改善状況について ・国民サービス向上の取組状況について ・事故防止対策の取組状況について （本庁の監察については、地方庁の監察結果を踏まえて実施） ○ 専門性の高い項目について外部の専門組織に委託して監察を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 		○	○		○	—	○			○	—	○	サービス推進課	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> ・会計機関における事故防止対策の取組状況 ・契約事務処理の適正性について ・予算執行の経済性、効率性について ・契約審査会の審議状況について 	☆		○	—	○		○	—	○				経理課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
全職員に対する研修	コンプライアンス研修	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守 公務員倫理 個人情報保護 		○													総務課 企画課	
社会保険大学校における研修 I 集合研修	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用者 [該当者全員 18日] 	☆	○													社会保険大学校	年1回実施 大学校研修終了後事務局においても5日間の研修を実施
	(2) 一般職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 80人 19日] 	(5月~7月実施分) ☆		○	○	(9月~11月実施分) ☆			○	○	(1月~2月実施分) ☆		○	○		社会保険大学校	年10回実施 ・10月及び2月は2回実施
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 基本	<ul style="list-style-type: none"> 庶務、会計等を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 70人 5日] 					(9月実施分) ☆		○			(2月実施分) ☆			○		社会保険大学校	年2回実施
	ii) 適用・医療給付	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日] 	(5月実施分) ☆		○		(12月実施分) ☆						○				社会保険大学校	年2回実施
	iii) 徴収	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日] 	(7月実施分) ☆				○					(1月実施分) ☆		○			社会保険大学校	年2回実施
	iv) 年金給付	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日] 	(6月実施分) ☆			○						(1月実施分) ☆		○			社会保険大学校	年2回実施
	v) 国年適用・収納	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の2級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 12日] 	(6月実施分) ☆			○	(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 5日]	(6・7月実施分) ☆			○	(10・12月実施分) ☆			○		○					社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修 i) 総合相談室長	・初めて総合相談室長となった者 [各回 50人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施
	ii) 事務所長	・初めて事務所長となった者 [各回 50人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施
	2 業務別研修 (1) 指導医療官	・指導医療官 [60人 5日]	☆			○											社会保険大学校	
	(2) 医療事務	・初めて地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 5日]	☆		○												社会保険大学校	
	(3) 社会保険審査官	・初めて社会保険審査官となった者 [40人 5日]	☆			○											社会保険大学校	
	(4) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [60人 5日]	☆				○										社会保険大学校	
	(5) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]										☆		○			社会保険大学校	
	(6) 会計事務	・基礎課程は初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 ・管理課程は会計組織を担当する課長若しくは課長補佐等 [一般課程60人 5日] [管理課程47人 3日]	(7月実施分) ☆				(11月実施分) ☆				○						社会保険大学校	・一般課程は11月実施 ・管理課程は7月実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
	(7) 国民年金障害給付事務	・国民年金障害給付専門官、又は障害給付事務を担当する者 [47人 5日]	☆							○						社会保険大学校	
	(8) 年金給付・年金相談事務	・年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆				○									社会保険大学校	
	(9) 適用・調査事務	・適用又は調査業務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者 [56人 5日]	☆				○									社会保険大学校	
	(10) 徴収事務	・徴収事務の滞納処分を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [一般課程 60人 5日] [指導者養成課程 47人 5日]	(6・7月実施分) ☆			○	○							○		社会保険大学校	年3回実施 ・一般課程は7・11月実施 ・指導者養成課程は6月実施
	(11) 健康保険給付事務	・保険給付指導官等のうち、この研修を終了していない者 [56人 5日]	☆			○										社会保険大学校	
	(12) 国民年金保険料強制徴収事務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [基礎課程 60人 5日] [応用課程 60人 12日] [指導者養成課程 47人 12日]	(5~7月実施分) ☆		○	○	○		○							社会保険大学校	年5回実施 ・基礎課程は5・7月実施 ・応用課程は6・7月実施 ・指導者養成課程は9月実施
	(13) 船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [40人 5日]					☆				○					社会保険大学校	
II 通信研修	(1) 国民年金保険料強制徴収実務研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、国民年金保険料強制徴収の職務遂行に必要な業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]			☆		○	—	○							社会保険大学校	
	(2) 年金給付・年金相談研修（通信課程）	・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、年金給付・相談業務の職務遂行に必要な業務知識の習得並びに向上を図ることを目的として実施 [200人程度]						☆		○	—	○				社会保険大学校	
	(3) リニューアル研修	・3級職員に対し、直近の社会保険関係法令知識を付与することを目的として実施 [200人程度]									☆		○	—	○	社会保険大学校	
III ブロック別研修	接遇指導者養成研修	・事務局、事務所の接遇向上推進リーダーの育成を図ることを目的として実施 [360人程度]	☆				○									社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修	1 新規採用者研修	・ 大学院研修で習得した基礎知識を実務に即応しうるものとするため、各種業務処理マニュアル等を活用し実施	☆	○												社会保険大学院			
	2 新規採用者フォローアップ研修	・ 大学院研修終了後6か月程度経過後、理解度診断テスト・討議等を実施					☆			○						社会保険大学院			
	3 新規配属者研修	・ 新規配属者に対し、配属先の事務処理、制度知識等の早期の習得を図るために実施	☆	○												○	社会保険大学院		
	4 各種研修	・ 職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学院の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○													○	社会保険大学院	
	5 国民年金推進員研修	・ 採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○													○	年金保険課	
社会保険事業に携わる非常勤職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・ 国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕					☆		○								年金保険課	年1回実施	
	2 主任年金相談専門員等研修	・ 主任年金相談専門員又は年金相談専門員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔各期 50人程度 3日〕				☆			○								企画課 (社会保険業務センター)	年1回実施	
	3 主任年金相談員等研修	・ 主任年金相談員又は年金相談員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕				☆ ☆				○		○					企画課 (社会保険業務センター)	年2回実施	
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕				☆										○	企画課	年1回実施	
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 100人程度 2日〕				☆ ☆ ☆		○		○		○					企画課	年3回実施	
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕						☆		○							年金保険課	年1回実施	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度改正関係	1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行関係	・健康保険法等の一部を改正する法律の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。 〔主な改正事項〕 ・70歳以上の被保険者等の一部負担の変更に伴う高額療養費の自己負担限度額の引上げ ・高額医療・高額介護合算制度創設に伴う高額介護合算療養費の支給 ・医療費適正化の推進関係 ・後期高齢者医療制度等		☆	—	☆											〔保険局〕 総務課 保険課 国民健康保険課 (社会保険庁)	平成20年4月施行分	
	2 雇用保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の施行関係(船員保険関係)	・雇用保険法等の一部を改正する法律(仮称)の施行のための政省令公布等所要の措置を講ずる。 〔主な改正事項〕 <平成19年4月施行分> ・雇用保険の国庫負担の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直し ・雇用保険の保険料率の見直しに伴う船員保険の失業部門に係る保険料率の見直し ・雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率の引下げ <平成19年10月施行分> ・育児休業給付金の支給額の引上げ等	☆ 注1	○												○	〔保険局〕 保険課	注1 平成19年4月施行分 注2 平成19年10月施行分	
	3 平成16年年金制度改正法の施行関係	・平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。													☆			〔年金局〕 年金課	平成20年4月施行分
	4 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○														〔年金局〕 年金課	
会議関係	1 社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆		○								〔保険局〕 医療課		
	2 診療報酬改定説明会	・平成20年4月に予定している診療報酬改定の内容を周知するため、地方社会保険事務局及び都道府県の医療事務担当職員への説明会を実施															☆ ○	〔保険局〕 医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				☆	○	—	○									〔保険局〕 医療課		
	2 健康保険被保険者実態調査	・健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施 〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕								☆	○	—	○				〔保険局〕 調査課		
	3 療養費支給状況調査										☆	○					〔保険局〕 医療課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
指導監査・事務指導 関係	1 保険医療機関等の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導) ・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導 ・集団的個別指導 ・個別指導 ・監査 	☆		○										○	〔保険局〕 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導		☆		○										○	〔保険局〕 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰									○						〔保険局〕 保 険 課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰									○						〔保険局〕 保 険 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
会議関係	1 健康保険組合等指導監査 関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金 関係事務の取扱い及び指導監査計画等につ いて、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の 併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆		○											地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○												地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○												地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆		○											地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・老人医療事務実施者に対する指導	(指導方針) ☆		○											地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型) 導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする 企業及び導入した企業に対する指導等		○												地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企 業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業 及び導入した企業に対する指導等		○												地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

